

沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第24号

2年を振り返って p.1

第34回講演会「子や孫たちに明るい沖縄を引き継ぎたい」 p.2

第35回講演会「沖縄の進路」 p.3

第13回シンポジウム「問われる沖縄アイデンティティとは何か」 pp.3-5

2014年度開催研究会 pp.5-7

共同研究活動報告 p.8

2014年度沖縄法政研究所所員・特別研究員名簿 pp.9-10

2014年度活動日誌 p.11



沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所

2年を振り返って

 所長 照屋 寛之

法政研究所の所長になってもう2年が経ち、いざ退任となると、やはり月並みの表現であるが、歳月の流れの早さを痛感せずにはおれない。11頁の活動日誌にもあるように、この2年間、研究所としてできるだけタイムリーなテーマで研究会、シンポジウム、講演会を開催し、多くのテーマを研究者、学生、地域の方々と考える機会を提供できるように努めた。

議会改革と基地関連の企画は2年連続の取り組みとなった。議会改革シンポジウムは「議会改革を目指して」のテーマで自治体学会沖縄地域フォーラムと共催し、議員は勿論のこと、地域住民と議会改革の現状、議会のあるべき姿・方向性について考える機会になったことは有意義であった。全国的にも議会改革は声高に唱えられているが、本県の議会改革の現状を考えると、改革はまだその緒についたばかりであることは否めず、これからも議会改革の講演会、シンポジウムなどを通して議会のあり方を考える機会が必要であろう。

基地関連では沖縄の場合、残念ながら相変わらず基地問題は、沖縄の政治行政の重要課題である。法政研究所としてもそのような課題にコミットすることは、その設立の趣旨からしても必要であろう。とりわけ、近年、大学の地域社会との共創・連携の重要性も説かれるなかで地域社会の抱えた課題にコミットすることも大切であろう。

所長になって1年目は、写真・パネル展「普天間基地問題の一断面」、シンポジウム「徹底検証 普天間基地問題」を沖縄タイムス社と共催した。2年目は、米軍ヘリ墜落事件から10年を迎え、更に、その前年の12月に仲井真弘多知事(当時)が普天間飛行場の移設問題で辺野古埋め立て申請を承認したことから、辺野古移設建設をめぐる沖縄のアイデンティティが大きく問われた年であった。沖縄でアイデンティティがこれほど問われることを経験したことはなかった。

このような中で研究所では、米軍ヘリが墜落した8月13日に向けて、連続企画―「問われる沖縄アイデンティティとは何か」をメインテーマに、写真展、講演会、シンポジウムを前年に引き続き沖縄タイムス社と共催した。沖縄の歴史的な闘いとなる辺野古の基地問題をこのように、大々的に企画できたのは、研究所の企画としても初めてのことであった。更に、沖縄タイムス社か

ら「問われる沖縄アイデンティティとは何か―『普天間』からの発信」として出版されたことも大きな成果である。沖縄タイムス社には連続企画から出版まで大変お世話になりました。

関連事業として早稲田大学アジア研究機構と共同シンポジウム「沖縄国際大学米軍ヘリ墜落から10年―普天間基地は今―」を早稲田大学で開催した。他大学との共催企画は初めてであった。研究所間の共催も新たな領域の開拓につながる可能性もあり、これからも積極的に取り組む価値があるのではないだろうか。沖縄の基地関係の諸問題を県外の方々に理解してもらういい機会ともなった。いわゆる本土との「温度差」を縮めることに繋がることを期待したい。

研究所のこれからの課題にもふれておきたい。まず、本研究所の課題として以前から所員間で課題とされてきたことは、共同研究であった。ところが、なかなかその成果を上げることができなかったのが実状である。各所員が異なった専門領域からひとつの関連・共通する課題を設定し、数人の所員で調査・研究することは、個々人では取りくめなかった研究課題に着手できる良い機会である。来年度からの共同研究のさらなる成果に期待したいところである。将来的には、共同研究成果を一冊の本に纏め、法政研究所叢書として刊行するところまで充実させたいものである。そこまでの道程には多くの課題・障害物もあるが、研究所としての抱負・夢は共有しておきたい。

次に、研究所の大きな使命・役割として沖縄関係図書の整備である。これまでの収集努力によってかなり充実したことは間違いないが、さらなる地道な収集も必要であろう。特に、復帰前の図書整備は、時間が経つと難しくなることから、そのタイミングを逸してはならない。図書の充実度は、研究所の充実度のバロメーターでもある。

さらに、シンポ、講演会を学外で開催することも重要であろう。本学での開催となるとどうしても北部地域、離島地域の方々の参加は難しくなる。そのことを考えると大学を飛び出してそれぞれの地域で研究課題を発掘し、考えることも研究所の使命を進化させることになるであろう。地方創生が叫ばれているおり、思い切って、離島地域と共催してシンポ、研究会を開くことも検討する価値があるだろう。

最後になりましたが、事業計画委員の先生方には事業計画から実現・開催に向けてお尽力いただいたことを記して感謝の意を表したい。誠に有り難うございました。

(てるやひろゆき 法学部教授 行政学・政治学)

「問われる沖縄アイデンティティとは何か」

2014年度、沖縄法政研究所では、沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」として、6月と7月に講演会を、それらを受けて8月にシンポジウムを開催した。

企画の趣旨は、今まさに文字どおり強行されている「辺野古基地建設を契機に、沖縄アイデンティティとは何か」が問われている」との問題意識に根差している。

「沖縄アイデンティティ」とは、「イチャリバ チョーデー・ウマンチュヌ チムグクル、チムグルサ・同情愛、ウタ・サンシン、戦争体験・ヌチドゥタカラ、反戦・平和、非武装・平和的生存権、自尊・自立、沖縄差別・独立、等多面的で重層的に存在」するものだ。

沖縄法政研究所が、今まさに「問われている沖縄アイデンティティとは何か」というテーマについて、地域の皆様と共に考える場を、ささやかながら提供できたと自負している。

来場者はのべ779名にのぼった。

関連事業として、7月に、早稲田大学アジア研究機構との共同シンポジウムである「沖縄国際大学米軍ヘリ墜落事件から10年—普天間基地は今—」が、早稲田大学小野記念講堂で開催されたことを付記したい。

(文責・黒柳)

第34回講演会

沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」の第1弾である第34回講演会が、「子や孫たちに明るい沖縄を引き継ぎたい」とのタイトルで、2014年6月21日(土)に開催された。

講師は座喜味彪好・元沖縄県副知事で、参加者は189名であった。

まず、座喜味氏は、人同士の遺伝子の違いは0.2%の違いしかないことから説き起こし(氏は農学部出身)、自身の戦時戦後の体験や海外体験について語り、次いで近時の沖縄における基地問題に及んだ。

2013年12月の仲井真弘多知事による辺野古埋め立て承認に関連して、「140万人(の県民が)いれば、基地を造らせた方がいいという人もいるが、悩み、苦しむ人がいる中、『いい正月を迎えられる』と述べたのは許せない。謝るべきだ」と述べ、同知事の発言を批判した。

また、日本政府を「強欲」として、「沖縄への無理難題はこれから

も来る」と指摘したうえで、未来を担う子供たちを「たくましく、賢く育てるのが私たちの使命だ」と提言した。

会場からの琉球独立論について問われると、「(沖縄は)今、日本という国でまともっている。独立する権利はあるが、すべきではない」との見解を示した。

(文責・黒柳)



座喜味 彪好氏



第35回講演会

沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」の第2弾である第35回講演会が、「沖縄の進路」とのタイトルで、2014年7月21日(月)に開催された。

講師は仲里利信・前自民党沖縄県連顧問／元沖縄県議会議長で、参加者は237名であった。

仲里氏は、まず戦中戦後、とりわけ沖縄戦についての体験を語り、平和の大切さを強調するほか、2007年の教科書問題との関わりについても述懐した。

そして、仲井真弘多知事が2013年12月の辺野古埋め立て承認表明の直前に「有史以来」と表現した3460億円にのぼる沖縄振興予算には、国による事業の予算が含まれており、基地よりも観光産業などの方が雇用も多く「基地で沖縄は成り立っている」という見方は誤りであるとした。

また、かつては辺野古移設賛成派だったこともあるが、これまでの日本政府の対応に沖縄「県民を同胞と思っているのか、と思うこともある」と疑問を呈し、「金で対立させるのは植民地政策のやり方。逆にそれに乗せられてはいけない」と、オール沖縄の大切さを強調した。

さらに、明治政府が沖縄を併合した1879年の琉球処分について、「琉球のプライドとアイデンティティがある」と語り、沖縄の方向性として「非武装中立地域とし、東アジアの平和の構築に資することができる」と主張した。

(文責・黒柳)



仲里 利信氏



「問われる沖縄アイデンティティとは何か」

第13回シンポジウム



石川 朋子氏

沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」の第3弾である第13回シンポジウムが、「問われる沖縄アイデンティティとは何か」とのタイトルで、2014年8月16日(土)に開催された。

パネリストは座喜味彪好・元沖縄県副知事、平良朝敬・かりゆしグループCEO、仲里利信・前自民党沖縄県連顧問／元沖縄県議会議長、高嶺朝一・ジャーナリスト／前琉球新報社代表取締役社長、そして長元朝浩・沖縄タイムス社論説委員で、総司会会は石川朋子・沖縄法政研究所研究支援助手／特別研究員であった。

参加者は353名にのぼった。

内容としては、まず、石川氏が、沖国大へのヘリ墜落から10年をどう考えるか、とパネリストに問うた。

これに対して、座喜味氏は、これからも起こり得ることで、それをどうするのが問われている、とした。平良氏は、かつて辺野古移設賛成だった責任があり、状況はどんどん酷くなっているなかで、10年が経過した今こそが沖縄の将来に向けての岐路になる、とした。仲里氏は、10年前は辺野古推進に賛成の立場だったが、当時は15年使用期限などの条件がついており、現在に至るまで負担軽減を言いつつオスプレイが24機も配備され、大変な状況になっている、とした。高嶺氏は、1996年の日米両政府による普天間飛行場の返還合意直後に返還後の跡地利用をテーマとしたシンポジウムを開き、2000年6月には沖国大にて行われた日本平和学会のシンポジウムに際して海兵隊撤収の必要性について話したが、今なお同じことを話さないといけないう状況である、とした。長元氏は、ヘリ墜落事故とは結局のところ何だったのかと問い、日米地位協定の問題や、戦争に備え訓練が激化し、墜落事故が頻発する構図を分

かりやすく示したものであった、とした。

また、石川氏は、保守系の人たちが辺野古新基地建設に反対していることをどう思うか、とパネリストに問うた。

これに対して、長元氏は、保革対立の構図に非常に大きな地殻変動が起きたのは1995年の少女暴行事件と県民大会、それ以降の沖縄からの異議申し立てだ、とした。そして、県内の反対運動は労働組合が主導してきていたが、95年の県民大会で労組幹部が「本質は安保問題」と言ったところ、会場の女性たちは「いや、女性の人権だ」と言い始め、そこから労組主導ではなく、市民一人一人が自分たちの人権、女性の権利、環境を訴え、横の広がりのある運動に変質していった、とした。その延長線上に、パネリストである座喜味氏、仲里氏、そして平良氏がこういう形で主張し始めており、それは沖縄戦や米軍支配を経験した世代がすごい危機感を持ち始めていることを表すもので、こうした動きと3人の主張が一つのものになりつつある、とした。



座喜味 彪好氏

ここで、石川氏は、環境の変化を考えた時、観光産業はどのように進んでいくべきか、と問うた。

これに対して、平良氏は次のように答えた。アジアがこれから世界の中心になり、観光面で見た場合沖縄のもつ可能性は高い。県民総所得に占める基地関係所得は2010年において5.3%であり、沖縄の経済は基地で成り立っていないと言える。那覇新都心は直接的経済効果が69倍となり、基地がなければ経済は発展する。沖縄から飛行機で4時間の範囲内に中国など19億人の市場がある。基地は経済発展の阻害要因で、沖縄の地理的優位性を軍事から経済に変え、軍事的な「抑止力」を「交流と物流」に変えたい。

そして、石川氏は、辺野古の基地建設をどう止めるか、とパネリストに問うた。

これに対して、座喜味氏は、申し訳ないが私は止められないと思うものの、反対の意思を持ち続け、表示し続けることが大事であり、もう一つは問題の所在を明らかにし、外務省の意向などと徹底的に闘うために攻めなければならず、そのために力を付けて子や孫に引き継いでいくことも大事だ、とした。平良氏は、先輩に逆らうようだが、絶対に止めることは可能で、超党派で行動することがまず一歩となり、辺野古を含め沖縄の基地問題は国内の政治問題としての外務省との闘いだ、とした。仲里氏は、平良氏と同じで、命のある限り頑張らねばならず、学べば学ぶほどウチナーンチュは同胞ではないと思われていると分かり、また沖縄の振興予算もそれほど突出したものではなく、日米でどんな密約があるのか不明だが、骨のあるところを見せないと沖縄は沈没してしまう、とした。高嶺氏は、辺野古移設は非常に難しいもので、政治が変わっても県民の7割から8割の反対は変わらず、反対する意識の沸点が低くなり、細かいことでも県民が爆発する状態になっている、とした。長元氏は、最大の関門は知事選で、県民が問わないといけなのは、昨年の知事の埋め立て承認が妥当だったのかということであり、移設先が辺野古でなければならない軍事上の理由はなく、オスプレイの佐賀空港移転の話は、日本政府自らが沖縄配備でなくていいと証明したようなものである、とした。



長元 朝浩氏

さらに、石川氏は、沖縄のアイデンティティが問われているが、とパネリストに問うた。

これに対して、平良氏は、つまるところ島を守る意識があるかどうかで、沖縄のことは沖縄が決めるという意識を持つことが、われわれのアイデンティティではないか、とした。座喜味氏は、平良さんが言ったように、自分がこうと信じたらシマンチュだから島を守る、これは絶対に変えないということを貫き通すことで、そのためにはどうすればいいかについて勉強し、家族や隣近所にも話をする事だ、とした。仲里氏は、1609年の薩摩の侵攻以来、搾取の体質が脈々と日本の官僚に引き継がれて現在に至っており、微々たる金をぶら下げて振興策だとか何だとか言って、戦争に関わるものを沖縄にもた



仲里 利信氏



平良 朝敬氏

らすといったような為政者の作戦に乗せられず、ウチナーのアイデンティティを大事にしなければならない、とした。高嶺氏は、沖縄研究の第一人者の外間守善氏は古い時代から沖縄にはしなやかに行く先々の国々と和合するという「向かうかたしなて」の精神が流れているとしており、それが現在の建白書まで続いていて、日本政府が今のような強硬姿勢を続けることに対して民主的な方法で辺野古を止めようではないか、とした。長元氏は、作家の大城立裕氏が「沖縄は今、本当の自立に向けて思想が動き出している」という表現を用いて最近の潮流の変化を語っており、悪化する東アジアの国際秩序を変える上でも沖縄の果たすべき役割がある、とした。

※連続企画の概要については、『沖縄タイムス』2014年6月22日、7月22日、並びに『琉球新報』2014年6月22日、7月22日、8月17日を参考にさせて頂いた。ここに記して心より感謝も申し上げる。

(文責・黒柳)



高嶺 朝一氏



2014年度開催研究会

第50回研究会

第50回研究会が、「ハーグ条約締結後における沖縄の課題」とのタイトルで、2014年5月30日(金)に開催された。

まず「条約の概要」を熊谷久世・沖縄法政研究所所員／法学部教授が報告し、そして「沖縄弁護士会の活動及び役割」を鎌田晋・沖縄法政研究所特別研究員／弁護士が報告した。

参加者は20名であった。

国際的な子の奪取に関するハーグ条約は、16歳未満の子が無断で国外に連れ去られた場合に、子を元々住んでいた国にいったん戻し、そこで子の面倒を誰が見るのかについて

話し合いや裁判で決めるべく、まずは返還を求めるシステムを定める。

それを実現するためのハーグ条約実施法(2014年4月1日施行)は、子の返還事件に関する裁判管轄を東京家裁と大阪家裁に集中させており、連れ去られた子が沖縄にいるケースの裁判では、沖縄の裁判所や沖縄弁護士会等が手続きに関与する機会は限定されている。

他方で、訴訟によらない事件解決の制度である「裁判外紛争解決手続き(ADR)」事業の委嘱先の一つとして沖縄弁護士会が指定されており、同弁護士会が解決にあたる可能性がある。

さらに、子の返還に関連して、面会交流調停(審判)の申立てを行う場合、那覇家裁が管轄となる可能性もあり、沖縄の弁護士が



熊谷 久世氏

代理人となることが考えられる。

沖縄は女性の国際結婚率が全国で最も高く、婚姻破綻後の子の連れ去りのケースが多いことが予想される。ハーグ条約の概要を押さえたうえで、同条約実施後の具体的事件の解決にあたり、沖縄弁護士会等がどのような役割を担うべきかについて検討された。

(文責・黒柳)



鎌田 晋氏



第51回研究会



松井 慎一郎氏

第51回研究会が、「近代日本における『功利』と『道義』—リベラリストの言説を中心に—」とのタイトルで、2014年7月25日（金）に開催された。

報告者を松井慎一郎・沖縄法政研究所特別研究員／早稲田大学文学学術院非常勤講師が務め、コメンテーター・司会を芝田秀幹・沖縄法政研究所所員／法学部教授が務めた。参加者は16名であった。

報告は、幕末・維新以降、日本が突き進んできた近代化路線に行き詰まりが感じられ、「脱成長」「成熟社会」への転換が叫ばれる今日、新たな価値観の創造が求められている、との問題意識に基づいている。

その「新たな価値観の創造」の手がかりとして、近代日本におけるリベラリストの言説の分析を通じて、「功利」と「道義」の関係について考察された。

具体的には、次のような思想家の言説が分析対象となった。

まず、日本をいち早く近代国家として発展させるべく、国民に対して「道義」から「功利」への価値観の転換を強く促した、福沢諭吉の言説である。

福沢諭吉については「富国強兵論」を挙げ、豊富に史料を引用しつつ論じられた。

それから、近代国家としての発展を順調に遂げる一方、社会的矛盾が噴出する中で「道義」に立ち返るべきことを唱えた、幸徳秋水や内村鑑三の言説である。

幸徳秋水については社会主義を挙げ、内村鑑三については「日本の天職」論を挙げ、それぞれ豊富に史料を引用しつつ論じられた。

さらに、戦間期において「功利」と「道義」を調和させる、新たな日本の方向性を模索した、河合栄治郎・土田杏村・石橋湛山の言説である。

河合栄治郎については自由主義を挙げ、土田杏村については文明批評を挙げ、そして石橋湛山については小日本主義を挙げ、それぞれ豊富に史料を引用しつつ論じられた。



芝田 秀幹氏

（文責・黒柳）

第52回研究会



Claus Franke 氏

第52回研究会が、「第一次世界大戦開戦から100年の節目にあたって—若き芸術家たちは何を残したのか—」とのタイトルで、2014年11月5日（水）に開催された。

報告者をClaus Franke（クラウス・フランケ）沖縄国際大学非常勤教員／ピアニストが務め、コメンテーター・司会を稲福日出夫・沖縄法政研究所所員／法学部教授が務めた。参加者は29名であった。

報告は、2014年が第一次世界大戦勃発100年の節目にあたることを機縁するものだ。

この節目にあたり、世界各国で、第一次から第二次世界大戦に続く時代の内実が議論されている。1914年のサラエボでの暗殺事件以降、戦争への熱狂に包まれ、若き志願兵を大勢集めることに成功した要因はどこにあったのか。

そうした要因を探りつつ、当時の状況下にあって、若き芸術家たちは時代にどう向き合っていたのか、その精神の軌跡が彼らの残した作品を通して考察された。

取り上げられたのは、第一次大戦で戦死したドイツの青年作曲家ルーディ・シュテファンや、同じく第一次世界大戦で滞在中の別荘を焼き払われ行方不明となったフランスの作曲家アルベリク・マニャールである。

シュテファンの「夜の高尚な歌」（歌詞：ゲルダ・ヴォン・ロベルトゥス）と「生まれ変わり」（歌詞：カール・フォン・ベルレプシュ）が、会場で流された。



こうした考察は、また志願兵として戦場に送り、あっけなく息子を戦死させ、第二次大戦では孫をも死なせてしまった版画・彫刻家のケーテ・コルヴィッツの作品群を読み解く営為と連なる。

コルヴィッツの作品として、「志願兵たち」が紹介された。

これらは、決して、遠い異国の過去の歴史で済まされる話題ではないはずだ。

（文責・黒柳）



稲福 日出夫氏

第53回研究会

第53回研究会が、「有期雇用と大学」とのタイトルで、2015年1月28日(水)に開催された。

報告者を石川朋子・沖縄法政研究所特別研究員／研究支援助手が務め、コメンテーターを徳永親祐・日本私立大学教職員組合連合中央執行委員、三宅孝之・島根大学前理事／前副学長、そして井村真己・沖縄法政研究所所員／法学部教授が務めた。

参加者は45名であった。

総務省が2014年12月26日に発表した労働力調査によると、非正規労働者数は2012万人となり、同調査で初めて2千万人を超えた。

非正規労働者の問題は、大きな社会問題となっており、大学においても同様である。

報告においては、有期雇用者の最も根幹的な規程である「更新規程」が公募の場合どのような効力をもつのかについて、現段階の調査に基づいて検討された。

具体的には、当事者側にとって、①応募資格、②選考対象、③採用のどの範囲まで効力が及ぶのか。採用者側は公募により、①自由に採用できるのか、又は②「更新規程」の効力によって採用できないのか、等である。

(文責・黒柳)



石川 朋子氏



徳永 親祐氏



三宅 孝之氏



井村 真己氏

第54回研究会

第54回研究会が、「個人情報保護法改正の動向」とのタイトルで、2015年1月30日(金)に開催された。

報告者を湯浅壘道・情報セキュリティ大学院大学学長補佐／情報セキュリティ研究科教授が務め、司会を西山千絵・沖縄法政研究所所員／法学部講師が務めた。

参加者は31名であった。

報告は、個人情報保護法が2005年の施行以降およそ10年ぶりに改正されようとしていることを機縁としている。



湯浅 壘道氏



西山 千絵氏

まず、個人情報保護法の位置付けや考え方から説き起こし、個人情報の取扱いをめぐる近時の情勢を、漏洩、収集、匿名化、そして利活用といった事例を挙げつつ紹介した。

そして、個人情報保護法の改正について、その背景や「識別非特定情報」「判断主体」といったポイントを解説した。

さらに、いわゆるパーソナルデータの定義や取り扱い、個人情報とプライバシーとの異同や個人情報保護とプライバシー保護との錯綜状態、そして国と自治体にまたがっている個人情報保護法制の実態としての「2000個問題」を論じた。

この「2000個問題」は、3つの側面を有するものだ。

それは、個人情報保護条例を各自治体が制定するため「異なる個人情報保護法制が自治体の数だけ存在」すること、「個人情報保護条例を制定しない自治体が存在する場合には(…)個人情報保護法制の空白部分が出現する」こと、そして民間事業者が自治体の指定管理者となった場合の「保有者別セクトラル方式の破綻」である。

最後にまとめをして報告が締めくくられた。

(文責・黒柳)



国際法から見る基地問題

比屋定泰治

共同研究「基地と法」では、米軍基地の存在がひきおこす諸問題の解決にわずかでも貢献するため、刑事法、民事訴訟法、労働法および国際法の各分野において基地問題にアプローチしてきた。私の担当分野は国際法であり、おもに以下のような二つの研究をおこなった。

ひとつは、日米地位協定の問題性を明らかにしていく作業である。

米軍基地の周辺住民が直面する基地被害には、航空機などによる騒音被害、有害物質の流出などの環境汚染、さらには米軍関係者による犯罪被害などがある。このような被害が無くならない要因のひとつとして、日米地位協定がさまざまな欠陥を抱えている点を指摘できる。とりわけ、米国が他国と結んだ地位協定や関連合意と比較してみれば、日米協定の欠陥がいかに重大であり、そしてそれをどのように是正していけばよいのかは明らかである。ところが日本政府は協定の改定ではなく、実体としては骨抜き「運用改善」で対応することに固執している。基地被害の軽減をはかる政府の責任は、まったく果たされていないと言わざるをえない。

もうひとつは、米軍機の騒音被害の差止訴訟に関わる国際法の検証である。

米軍の航空機騒音を差し止めるための訴訟には、二通りの進め方がある。第1は基地提供者である日本政府を相手取って訴える方法。ただし、この方法ではいわゆる「第三者行為論」により差止請求は棄却されてしまう。第2は騒音の発生者である米国を被告とする方法である。ところが、ここでも差止めは壁に突き当たる。なぜなら、外国の主権的行為には裁判権が及ばないという国際法のルール、すなわち「国家の裁判権免除」により訴えが却下されるからである。これらのパターンは、横田基地訴訟などで最高裁でも確定している。

ただし、日本による国連国家免除条約の締結とその実施法である外国民事裁判権法の制定など、状況は大きく変化している。ごく簡単にいうと、不法行為による身体の傷害などの場合には、裁判権免除が認められない可能性も出てきたのである。このことが、現在も各地で係属中の訴訟にどのような影響をもたらすか、今後の展開は国際法の立場からも大いに注目される。

軍用地主の権利保障と跡地利用法制

上江洲純子

共同研究「基地と法」では、基地を巡る法整備や裁判例について研究を進めてきた。本稿では、その中でも軍用地主（地権者）の権利保障に関する法整備の変遷を追ってみたい。

2015年3月31日に返還されるキャンプ瑞慶覧（西普天間地区）は、2012年4月1日施行の「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用推進法）」の初の適用例としても注目を集めている。

そもそも跡地利用推進法の目的は、円滑な跡地利用を推進することにより、沖縄の自立的な発展を図ることにあるが、加えて、軍用地主に対する権利保障の側面も併せ持っている。跡地利用推進法では、軍用地主に対して返還後に支払われる軍用地料相当額の給付金の支給期間が従来よりも延長された。これを実現させた背景には軍用地主の働きがある。

そして、軍用地主の権利獲得のための闘いの歴史は、そのまま沖縄における法整備の歴史にも繋がっている。終戦後から現在までを、軍用地主の活動の目的に照らして分類すると、概ね4期（①権利回復期、②年額払い獲得期、③増額要求期、④返還後の措置要求期）に分けることができる。特に、現在に至るまでの「④返還後の措置要求期」では、軍用地主による要請が、跡地利用法制の整備に大きな影響を与えてきた。

軍用地主の間で、基地返還後の跡地利用の促進のためには立法が必要であるとの認識が生まれた契機は、1990年6月19日の日米合同委員会合意により、いわゆる「23事案」の返還が浮上したことにある。国への働きかけの結果、1995年5月26日に「沖縄における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（軍転特措法）」が成立した。これにより、軍用地主は返還後も3年間は軍用地料相当額の給付金支給を受けることが可能となった。しかし、適用第1号の恩納通信所で有害物質が発見され、1996年12月のSACO最終報告で、普天間飛行場という大規模跡地の返還が合意されたことにより、軍転特措法による対応では不十分であることが明らかとなった。

こうした軍転特措法の不備を補ったのが、2002年4月1日施行の「沖縄振興特別措置法（旧沖縄振法）」である。旧沖縄振法は、跡地利用に関する定めを初めて盛り込み、軍転特措法の給付金支給3年に、原状回復に要する期間を延長できる制度を創設した。ところが、旧沖縄振法適用第1号のキャンプ桑江（北側地区）では、支給期間を延長してもなお、事業収益の開始時期が当初より大幅に遅れる事態となった。

そこで、軍用地主からのさらなる改正要望を受け、軍転特措法と旧沖縄振法を統合して誕生したのが現行の跡地利用推進法である。この法律の制定により「軍用地主の戦後は終わった」とも評されている。これから始まるキャンプ瑞慶覧（西普天間地区）の跡地利用は、まさにその試金石となろう。

2014(平成26)年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

2014年4月1日現在

所 員

	氏 名	所属等	職名	専攻・研究テーマ等
1	所長 照 屋 寛 之	法学部地域行政学科	教 授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
2	副所長 黒 柳 保 則	法学部地域行政学科	准教授	米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
3	稲 福 日出夫	法学部法律学科	教 授	郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観
4	脇 阪 明 紀	法学部法律学科	教 授	株式、とくに株券について
5	井 端 正 幸	法学部法律学科	教 授	近代フランスにおける議会制の展開
6	中 野 正 剛	法学部法律学科	教 授	犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
7	井 村 真 己	法学部法律学科	教 授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
8	芝 田 秀 幹	法学部法律学科	教 授	西欧政治思想史
9	○ 末 崎 衛	法学部法律学科	教 授	税法と民法などの私法との関係
10	比屋定 泰 治	法学部法律学科	教 授	国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
11	徳 永 賢 治	法学部地域行政学科	教 授	多元的法体制論
12	前 津 榮 健	法学部地域行政学科	教 授	情報公開及び個人情報保護制度の諸問題
13	小 西 由 浩	法学部地域行政学科	教 授	犯罪予防論
14	○ 佐 藤 学	法学部地域行政学科	教 授	地方自治、アメリカ政治
15	武 田 一 博	法学部地域行政学科	教 授	ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
16	熊 谷 久 世	法学部地域行政学科	教 授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
17	山 川 満 夫	法学部法律学科	准教授	リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
18	平 剛	法学部地域行政学科	准教授	公的支出に関する実証分析
19	○ 上江洲 純 子	法学部地域行政学科	准教授	倒産手続間格差是正問題について
20	○ 野 見 収	法学部地域行政学科	准教授	イデオロギーと無意識の関係についての教育的考察
21	○ 金 城 和 三	法学部法律学科	講 師	動物生態学
22	山 下 良	法学部法律学科	講 師	民法学、担保物権法、消費者保護法
23	○ 伊 達 竜太郎	法学部法律学科	講 師	会社法、手形・小切手法
24	○ 大 城 明 子	法学部地域行政学科	講 師	CALL 教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
25	砂 川 かおり	経済学部地域環境政策学科	講 師	米軍活動に係る環境政策・法研究
26	原 田 優 也	産業情報学部企業システム学科	教 授	商学概論、マーケティング情報処理
27	○ 漆 谷 克 秀	総合文化学部英米言語文化学科	教 授	ドイツ現代叙情詩、パウル・ツェラーン研究
28	西 山 千 絵	法学部地域行政学科	講 師	合憲性審査権の作用・制度およびその基礎理論、宗教的自由の保障・政教分離原則
29	野 添 文 彬	法学部地域行政学科	講 師	沖縄米軍基地をめぐる日米関係に関する史的研究

特別研究員

	氏 名	所属等	専攻・研究テーマ等
○	友 利 博 明	税理士法人リモト	租税法
○	三 木 健	前琉球新報社 副社長	沖縄文化
○	福 里 芝 人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科 准教授	民法
○	仲 地 博	沖縄大学 教授	行政法・憲法
○	前 田 成 東	東海大学政治経済学部 教授	行政学・地方自治論
○	宮 平 魏 秀	沖縄国際大学 名誉教授	物権法
○	松 田 朝 徳	松田朝徳法律事務所 代表者	民事・家事（実務）
○	比屋根 照 夫	琉球大学 名誉教授	政治思想史
○	上 地 一 郎	高岡法科大学法学部法律学科准教授	法社会学・民法
○	豊 田 雅 幸	立教学院展示館設置準備室 学芸員	日本近現代史・日中関係史・大学史
○	羽 月 章	愛媛大学法学部准教授	民法学（子どもの権利の保護）
○	我 部 政 男	山梨学院大学名誉教授	日本近現代史
○	土 江 真樹子	ジャーナリスト	メディアリテラシー・沖縄返還

氏 名	所属等	専攻・研究テーマ等
○ 安次富 哲 雄	琉球大学 名誉教授	民法
○ 仲宗根 忠 真	うるま法律事務所・弁護士	民法（家族法）
○ 仲宗根 京 子	沖縄大学非常勤講師・中央大学大学院博士課程後期	商法・会社法
○ 山 岸 健太郎	中京大学国際教養学部非常勤講師	中国の外交政策研究・東アジア地域の国際関係論・国際機構論
○ マカヒアキストソルマド	沖縄キリスト教学院大学 非常勤講師	環境法・安全保障法・国際比較法
○ 大久保 秀 人	えるだ法律特許事務所 弁理士	知的財産法
○ 武 田 昌 則	琉球大学大学院法務研究科 教授・弁護士法人ひかり法律事務所 弁護士	会社法・国際民事手続法・国際私法・アメリカ法
成 田 善 一	株式会社琉薬相談役	商法（会社法）
知 念 賢 諭	那覇港管理組合 企画建設部建設課長	政治学・行政学
山 本 研	早稲田大学法学学術院教授	民事手続法
緑 間 榮	沖縄国際大学 名誉教授	国際法
緑 間 英 士	学校法人興南学園 社会科教諭	国際法・政治学
篠 田 四 郎	名城大学大学院 法務研究科 教授	企業法、知的所有権法
木 村 裕 三	名城大学法学部 教授	刑事法学（刑事政策）・少年法制
増 田 雅 暢	岡山県立大学保健福祉学部教授	社会保障論・介護保険
金 城 和 昌	社会福祉法人 緑樹会 理事長	老人福祉施設経営
山 田 恵 子	元沖縄大学講師	高齢者福祉
黒 島 健	前石垣市副市長	行政学
中 原 俊 明	沖縄キリスト教学院大学・学長	商法
垣 花 豊 順	あけぼの法律事務所 所長	刑事法
阿波連 正 一	国立大学法人静岡大学法務研究科 教授	民法・環境法
下 地 勝	サポート・オフィスみらい（社労士・行政書士事務所） 所長	労働法・社会保障法
奥 田 敦	慶應義塾大学総合政策学部教授	イスラーム法および関連諸領域・アラビア語教育・ガバナンス学
伊 波 和 正	沖縄国際大学名誉教授	少年法（イギリス vs. 日本）
儀 部 和歌子	儀部和歌子法律事務所・弁護士	憲法
石 川 朋 子	沖縄国際大学非常勤講師	社会学・平和学・地域研究
向 井 洋 子	琉球大学 非常勤講師	アメリカ研究・社会保障論
Robert D.Eldridge	在沖海兵隊基地・政務外交部次長	戦後日米関係と沖縄
崔 鍾 植	関西大学法学部非常勤講師	刑事法・刑事政策・少年法・韓国法
鎌 田 晋	弁護士法人ていだ法律事務所 弁護士	国際民事訴訟法
田 中 利 昌	名古屋市市民活動推進センター	ボランティアコーディネート論・NPO 論
高 橋 一 行	明治大学政治経済学部専任教授	政治学・政治理論
小 林 武	沖縄大学 客員教授	憲法・地方自治法・教育法
櫻 澤 誠	立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員	沖縄戦後史
中 島 弘 雅	慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院） 教授	民事手続法
吉 次 公 介	立命館大学法学部教授	日本政治外交史
松 井 慎一郎	早稲田大学文学学術院・非常勤講師	日本近現代思想史
屋 良 朝 博	フリーランスライター・元沖縄タイムス論説委員	沖縄米軍基地
磯 野 直	沖縄タイムス社会部記者	新聞報道
高 橋 英 治	大阪市立大学大学院法学研究科教授	会社法
◎ 徳 本 穰	筑波大学 教授	商法・会社法・金融商品取引法・企業組織再編法・国際企業法・経済特区法
◎ 真喜屋 美 樹	大阪市立大学都市研究プラザ 特別研究員	地域開発・地域経済
◎ 松 本 真 輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー弁護士	会社法・金融商品取引法

○印は 2014 年度に更新した所員及び特別研究員（二年任期） ◎印は 2014 年度新規の所員及び特別研究員

※所属・肩書き、専攻・研究テーマ等に変更がある場合は、沖縄法政研究所までご連絡ください。

連絡先 電話：098-892-1111（内線 6119）または 098-893-7967 FAX：098-893-8937 e-mail：oilpchr@okiu.ac.jp

●2014年度 活動日誌 (2014年4月～2015年3月)

2014年

- 4月15日(火) 16:30～20:00 13号館1階会議室
紀要『沖縄法政研究』編集委員会
- 4月16日(水) 12:30～15:00 13号館1階会議室
紀要『沖縄法政研究』編集委員会
- 4月18日(木) 10:30～12:00 13号館1階会議室
紀要『沖縄法政研究』編集委員会
- 4月23日(木) 16:30～18:35 13号館1階会議室
第1回事業計画委員会
1. 所員の新規推薦及び更新について
2. 特別研究員の新規推薦及び更新について
3. 2014(平成26)年度事業計画(案)について
4. 早稲田大学アジア研究機構との共催シンポジウムについて
5. 2015(平成27)年度新規事業計画について
- 4月25日(金) 13:30～21:00 13号館1階会議室
共同研究「戦後沖縄政治史の研究」聞き取り調査
- 5月9日(金) 15:00～17:20 法学部会議室(5号館6階)
第1回所員会議
1. 所員の新規推薦及び更新について
2. 特別研究員の新規推薦及び更新について
3. 早稲田大学アジア研究機構との共催シンポジウムについて
4. 2014(平成26)年度事業計画(案)について
5. 2015(平成27)年度新規事業計画について
- 5月30日(金) 16:30～18:00 13号館1階会議室
第50回研究会 参加者20名
「ハーグ条約締結後における沖縄の課題」
- 6月13日(金) 12:20～12:50 法学部会議室(5号館6階)
第2回事業計画委員会
1. 2014(平成26)年度図書購入について
2. 研究会の開催について
- 6月20日(金) 12:25～12:55 法学部会議室(5号館6階)
第2回所員会議
1. 2014(平成26)年度図書購入について
2. 研究会の開催について
- 6月21日(土) 14:00～15:30 7号館201教室
第34回講演会 参加者189名
「子や孫たちに明るい沖縄を引き継ぎたい」
(沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」1)
- 6月28日(土) 13:30～18:30 13号館1階会議室
共同研究「戦後沖縄政治史の研究」聞き取り調査
- 7月2日(水)～7月3日(木) 東京
共同研究「沖縄経済特区と法」資料収集
- 7月10日(木)～7月14日(月) 電子メール会議
第3回事業計画委員会
1. 2014(平成26)年度図書購入について
2. 連続企画開催について
- 7月18日(金) 15:00～17:30 早稲田大学小野記念講堂
「沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件から10年ー普天間基地は今ー」
(沖縄国際大学沖縄法政研究所・早稲田大学アジア研究機構 共同シンポジウム)
- 7月21日(月) 14:40～16:10 7号館201教室
第35回講演会 参加者237名
「沖縄の進路」
(沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」2)
- 7月24日(木) 12:30～12:45 13号館1階会議室
第4回事業計画委員会
1. 写真パネル展オープニングセレモニーの開催について
- 7月25日(金) 12:25～12:50 法学部会議室(5号館6階)
第3回所員会議
1. 2014(平成26)年度図書購入について
2. 連続企画の開催について
- 7月25日(金) 13:00～15:10 13号館1階会議室
第51回研究会 参加者16名
「近代日本における『功利』と『道義』ーリベラリストの言説を中心にー」
- 7月28日(木) 10:40～12:00 13号館1階会議室
紀要『沖縄法政研究』編集委員会
- 8月13日(水) 12:45～14:00 13号館302教室
沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」写真パネル展 オープニングセレモニー 来場者約100名
- 8月13日(水)～8月16日(土) 13号館306、307、308教室
沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」写真パネル展 来場者299名
- 8月16日(土) 14:00～17:00 7号館201教室
第13回シンポジウム 参加者353名
「問われる沖縄アイデンティティとは何か」
(沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年連続企画「問われる沖縄アイデンティティとは何か」3)
- 9月5日(金)～9月8日(月) ドイツ・オーストリア
共同研究「沖縄経済特区と法」資料収集
- 10月1日(水) 16:25～18:00 13号館1階会議室
第5回事業計画委員会
1. 連続企画「沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年 問われる沖縄アイデンティティとは何か」の出版について
2. 伊藤塾「2014沖縄スタディーツアー」への協力依頼について
3. 沖縄法政研究所研究支援助手の公募について
4. 研究支援助手の位置付けについて
- 10月3日(金) 16:30～17:05 法学部会議室(5号館6階)
第4回所員会議
1. 連続企画「沖縄国際大学米軍ヘリコプター墜落事件10年 問われる沖縄アイデンティティとは何か」の出版について

2. 伊藤塾「2014沖縄スタディーツアー」への協力依頼について
3. 沖縄法政研究所研究支援助手の公募について
4. 研究支援助手の位置付けについて
- 10月29日(水) 16:20～17:20 13号館1階会議室
紀要『沖縄法政研究』編集委員会
- 11月5日(水) 14:40～16:10 13号館1階会議室
第52回研究会 参加者29名
「第一次世界大戦から100年の節目にあたってー若き芸術家たちは何を残したのかー」
- 12月3日(水) 16:30～18:25 13号館1階会議室
第6回事業計画委員会
1. 2015(平成27)年度事業計画及び予算(案)について
2. 所長選挙について
3. 研究支援助手の選考について
- 12月5日(金) 15:15～16:15 法学部会議室(5号館6階)
第5回所員会議
1. 2015(平成27)年度事業計画及び予算(案)について
2. 所長選挙について
3. 研究支援助手の選考について
- 12月17日(水) 16:30～18:30 13号館1階会議室
第7回事業計画委員会
1. 研究支援助手の選考について
- 12月19日(金) 12:25～12:33 法学部会議室(5号館6階)
第6回所員会議
1. 研究支援助手の選考について
- 12月25日(木) 16:20～17:25 13号館1階会議室
第8回事業計画委員会
1. 研究支援助手任用規定及び公募について
2. 研究支援助手の退職に伴う業務について
3. 研究会の開催について

2015年

- 1月6日(火) 16:30～16:55 13号館1階会議室
第9回事業計画委員会
1. 2014(平成26)年度図書購入について
2. 2015(平成27)年度特別研究員の新規推薦及び更新について
- 1月8日(木) 16:20～17:10 13号館1階会議室
第7回所員会議
1. 2014(平成26)年度図書購入について
2. 2015(平成27)年度特別研究員の新規推薦及び更新について
3. 研究支援助手の退職に伴う業務について
4. 研究会の開催について
5. 研究支援助手任用規定及び公募について
- 1月19日(月) 9:00～1月22日(金) 17:00 研究支援課
所長選挙
- 1月20日(火) 12:00～13:00 法学部資料室(5号館6階)
第1回研究支援助手任用規定検討委員会
- 1月23日(金) 10:00～1月26日(月) 16:00 研究支援課
所長選挙再投票
- 1月28日(水) 16:30～18:00 13号館1階会議室
第53回研究会 参加者45名
「有期雇用と大学」
- 1月30日(金) 15:45～17:15 13号館1階会議室
第54回研究会 参加者31名
「個人情報保護法改正の動向」
- 1月31日(土)
「沖縄法政研究」第17号発行
- 2月9日(月)～2月12日(木) 京都・大阪
共同研究「沖縄の思想史の足跡」資料収集
- 2月10日(火) 16:30～18:00 法学部資料室(5号館6階)
第2回研究支援助手任用規定検討委員会
- 2月13日(金) 12:20～13:00 法学部会議室(5号館6階)
第8回所員会議
1. 所長選挙当選者の辞退について
- 2月24日(火) 9:00～2月27日(金) 17:00 研究支援課
所長選挙
- 2月25日(水) 13:30～15:30 法学部資料室(5号館6階)
第3回研究支援助手任用規定検討委員会
- 2月27日(金) 12:10～13:00 法学部資料室(5号館6階)
第4回研究支援助手任用規定検討委員会
- 2月27日(金) 16:10～16:45 法学部会議室(5号館6階)
第10回事業計画委員会
1. 研究支援助手任用規定の改正(案)について
- 3月2日(月) 9:00～3月4日(水) 17:00 研究支援課
所長選挙再投票
- 3月6日(金) 14:50～16:10 法学部会議室(5号館6階)
第9回所員会議
1. 研究支援助手任用規定の改正(案)について
2. 選挙管理委員会委員の交代について
- 3月7日(土)～3月10日(火) 電子メール会議
第10回所員会議
(審議事項なし)
- 3月17日(火) 12:10～12:30 法学部会議室(5号館6階)
第11回所員会議
1. 所長選挙の結果について
2. 副所長の推薦について
3. 所員の辞任について
4. 事業計画委員の退任について
- 3月31日(火)
「沖縄法政研究所所報」第24号発行

(作成・黒柳)